

○南会津町会津高原憩の家条例施行規則

平成18年 3 月20日

規則第129号

(趣旨)

第1条 この規則は、南会津町会津高原憩の家条例（平成18年南会津町条例第160号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「行為」とは、条例第7条第1項第1号から第7号までに規定するものをいう。

2 この規則において「広告物」とは、条例第7条第1項第8号に規定するものをいう。

(行為の申請)

第3条 条例第7条第2項の規定により、南会津町会津高原憩の家（以下「憩の家」という。）において、行為の許可又は変更の許可を受けようとする者は、憩の家内行為、変更行為許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(行為の許可)

第4条 指定管理者は、条例第7条第1項の規定により行為の許可又は変更の許可をしたときは、憩の家内行為、変更行為許可証（様式第2号）を交付するものとする。

2 指定管理者は、前項の憩の家内行為、変更行為許可証を交付したときは、憩の家内行為許可台帳（様式第3号）により処理するものとする。

(広告物掲示申請)

第5条 条例第7条第2項の規定により、憩の家において広告物掲示の許可又は変更の許可を受けようとする者は、憩の家広告物掲示、変更掲示許可申請書（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。

(広告物掲示の許可)

第6条 指定管理者は、条例第7条第1項の規定により広告物の許可又は変更の許可をしたときは、憩の家広告物掲示、変更掲示許可証（様式第5号）を交付するものとする。

2 指定管理者は、前項の憩の家広告物掲示、変更掲示許可証を交付したときは、憩の家広告物許可台帳（様式第6号）により処理するものとする。

（広告物の制限）

第7条 広告物は、次に掲げる事項に該当しないものでなければならない。

- (1) 風致、美観を損ずるもの
- (2) 公の秩序善良な風俗に反するもの
- (3) 公衆に不快の念を与えるもの
- (4) その他指定管理者が不適当と認めるもの

（広告物の種類と取付け）

第8条 広告物は、次の3種類とする。

種類	規格
ポスター類	縦100センチメートル、横73センチメートル以内
額面	縦90センチメートル、横135センチメートル以内
特殊額面	特別許可する規格・寸法

2 広告物の作成、取付費用は、申請者の負担とし、掲示する場所等は、指定管理者が指定する。

（広告物の掲示期間）

第9条 広告物の掲示期間は、1月を1期とし、1月に満たない期間は、1月とする。

2 掲示期間の計算は、掲示日又は掲示予定日により起算する。

3 掲示期間の最長は、2年とし、期間の延長又は更新を希望する者は、第5条の規定を準用し再び申請をしなければならない。

（広告物の撤去）

第10条 広告物の掲示期間が満了したときは、申請者は、直ちに撤去しなければならない。

2 掲示期間の途中で掲示を中止する場合も、また同様とする。

3 掲示期間が満了しても撤去しない場合は、指定管理者がこれを撤去する。
この場合の撤去費用は、申請者の負担とする。

(利用料金の減免)

第11条 条例第10条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、憩の家利用料金減免申請書（様式第7号）を憩の家内行為、変更行為許可申請書又は憩の家広告掲示、変更掲示許可申請書と同時に提出しなければならない。

2 指定管理者は利用料金の減免をしたときは、憩の家利用料金減免通知書（様式第8号）を交付するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の会津高原駅前広場条例施行規則（昭和61年田島町規則第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年規則第16号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

憩の家内 行為 許可申請書 変更行為			
年 月 日			
指定管理者			
住 所 申請者 氏 名 電 話			
下記によって、憩の家内における 行為 変更行為 の許可を受けたいので申請します。			
記			
行為の目的			
行為の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
行為を行う場所 及び利用面積等			
行為の内容 (変更行為の事 由及び内容等)			
既に受けた許可 年月日番号	年 月 日 第 号		
※ 行為区分	営 利・非営利	※ 審査判定	許 可・不許可
※ 利用料金	@ 円× = 円		※ 納入確認
※ 審査判定 所 見 等			
[注] 1 申請者が法人団体の場合は、その名称、所在地、代表者名を記入のこと。 2 ※印の欄は記入しないでください。			

様式第2号(第4条関係)

許可番号第	号		
憩の家内 行 為 許可証 変更行為			
		年	月 日
様			
		指定管理者	印
憩の家内における 行 為 について、下記のとおり許可します。 変更行為			
記			
行 為 の 目 的			
行 為 の 期 間			
行為を行う場所 及び利用面積等			
行 為 の 内 容 (変更行為の事 由及び内容等)			
既に受けた許可 年月日番号	年	月	日 第 号
利 用 料 金	円		
<許可条件等>			

様式第3号(第4条関係)

憩の家内行為許可台帳

許 可 年 月 日	番 号	行 為 の 目 的	行 為 の 期 間	許可証交付先住所氏名等	行為場所 利 用 面 積 等	利用料金	備 考

憩の家広告物 掲 示 変更掲示		許可申請書	
年 月 日		指 定 管 理 者	
住 所		申 請 者 氏 名	
電 話		電 話	
下記によって、憩の家に広告物の 掲 示 の許可を受けたいので申請します。 変更掲示			
記			
広 告 物 の 種 類			
掲 示 期 間		年 月 日 から 月間 年 月 日 まで	
掲示の希望場所 及び規格寸法等		屋内 屋外	
広 告 の 内 容 (広告内容の変 更事由等)			
既に受けた許可 年月日・番号		年 月 日 第 号	
※ 審 判 査 定	許 可 ・ 不 許 可	※ 利 用 料 金	@ 円 × 月 × 割引率 = 円
※ 審 査 判 定 所 見 等			※ 確 認 印

[注] 1 申請者が法人・団体の場合は、その名称、所在地、代表者名を記入のこと。
 2 ※印の欄は記入しないでください。
 3 広告表示見本、見取図等参考資料を添付してください。

様式第5号(第6条関係)

許可番号第	号
惣の家広告物 掲 示 許可証 変更掲示	
年 月 日	
様	
指定管理者 印	
惣の家内における広告物の 掲 示 について下記のとおり許可します。 変更掲示	
記	
広告物の種類	
掲 示 期 間	年 月 日 から 月間 年 月 日 まで
掲示の希望場所 及び規格寸法等	屋内 屋外
広 告 の 内 容 (広告内容の変 更事由等)	
既に受けた許可 年月日番号	年 月 日 第 号
利 用 料 金	円
<許可条件等>	

様式第6号(第6条関係)

憩の家広告物許可台帳

許 年 月 日	可 番 号	広告物の種類 規格・寸法等	広告掲示期間	許可証交付先住所氏名等	掲示場所	利用料金	備 考

様式第7号(第11条関係)

憩の家利用料金減免申請書	
年 月 日	
指定管理者	
住所	
申請人氏名	
下記により、憩の家の利用料金を減免して下さるよう申請します。	
記	
行為の目的	
行為の種類	
行為の期間	年 月 日 から 日間 年 月 日 まで
減免申請金額	円
減免の理由	
既に受けた許可番号	第 号

※審査欄

規定料金	減免率	減免金額	減免後の料金
円	100		

審査欄は記入しないでください。

様式第8号(第11条関係)

憩の家利用料金減免通知書

年 月 日

申請人 住 所
氏 名

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった憩の家利用料金の減免申請について、南会津町会津高原憩の家条例第10条の規定により、下記のとおり減額又は免除することにしたので通知します。

記

規 定 料 金	円
減 額 後 の 料 金	円